

世田谷区選挙管理委員会告示第22号

世田谷区選挙管理委員会事務局処務規程（昭和46年7月世田谷区選挙管理委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

世田谷区選挙管理委員会

第2条に次の1項を加える。

- 6 職員は、次条に定める掌理事務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。